

# 私たち こんな活動しています!

## 非弁護士取締委員会

副委員長 森永 真人（64期）Morinaga Masato

### 1 はじめに

非弁護士取締委員会は、非弁行為（無資格者による弁護士業務）と、弁護士が非弁護士と提携する非弁提携を取り締まるための委員会です。非弁行為は市民の権利を侵害し、法的トラブルを深刻化させる危険があるため、その取締りは弁護士会の重要な責務です。2025年からは弁護士業務センターより弁護士広告の違反調査業務も移管され、広告規程違反への対応が加わりました。これにより非弁対策をより包括的に行う体制が整備されました。

### 2 非弁規制と広告調査

非弁行為は弁護士法第72条で禁止され、違反者は同第77条第3号で刑事罰を受けます。この規定は法律事務の取扱いを弁護士に限定することで、国民の法律生活の面も考慮し、弁護士制度を包含した法律秩序全般の維持・確立を目的としています。弁護士による名義貸し・事件周旋は禁止（同第27条）で、職務基本規程第11条は紹介・利用を禁じます。違反した弁護士は懲戒処分の対象となります。

広告調査は担当部会において「弁護士等の業務広告に関する規程」の遵守状況を調査します。非弁業者はWEB広告で相談者を大量誘引するため、広告監視は非弁対策の入口でもあります。不適切な広告は、市民を誤導し、結果的に非弁業者への誘導につながる危険性があるのです。

### 3 委員会の活動

委員は計33名（2025年8月現在）で構成され、通常案件検討部会（非弁業者）、特別案件検討部会（非弁提携）2部体制です。

(1) **通常案件検討部会**：古くは、反社会的勢力やいわゆる事件屋のような存在が多かったのですが、近年は便利なサービスのように見せかけ、法的知



識を持たないまま法律事務を取り扱い、依頼者に不利益をもたらすケースが少なくありません。任意調査で事実を把握し、警告・刑事告発を実施することもあります。

(2) **特別案件検討部会**：弁護士が実動しつつ背後で業者が支配する進化系提携や、ロマンス詐欺で預り金を横領する事案が社会問題化しています。弁護士自身も巨額負債を負うリスクがあり、弁護士の信頼を大きく損なう要因となっているため注意喚起を強化しています。

(3) **広告調査**：様々な申告により違反広告を調査し、必要があれば、是正等を求めることがあります。広告の適正化は市民が適切な法的サービスを選択するための重要な基盤となります。

その他の活動としては、新人・若手向け研修や動画配信で非弁提携防止を図っています。特に独立開業したばかりの弁護士は経済的不安から非弁業者の誘いに乗るリスクがあるため、継続的な啓発活動が不可欠です。

### 4 委員会での議論

弁護士業務の範囲、非弁該当性、広告規程違反の有無など重大な利害が絡むテーマを扱うため、世代を超えて活発な法解釈・事実認定の議論が続きます。

### 5 おわりに

非弁規制は弁護士制度の根幹です。当委員会の委員就任は承認制となり、委員会希望アンケートの対象外となっておりますが、非弁対策に興味のある先生は委員会メンバーか理事者（二弁執行部）までご連絡ください。

過去記事はこちらから▶



## NIBEN若手フォーラム

河野 元彦（70期）Kono Motohiko

### 1 NIBEN若手フォーラムとは

NIBEN若手フォーラム（以下「当委員会」という。）は、2018年7月に設置された、弁護士登録10年以内の若手会員で構成される委員会です。

当委員会では、当会の若手会員が積極的に交流して信頼できる弁護士仲間を作り、安心して会務活動に参加できるようにするとともに、懇親や研修等を通じて、スキルアップ、若手会員同士の悩み相談や情報交換をする場を提供しています。

### 2 委員会の構成

当委員会には、渉外部会、調査研究部会、互助部会という3つの部会があります。渉外部会は各種外部団体との交流・連携の検討、調査研究部会は各種勉強会等の企画、互助部会は若手会員の交流の場の提供といった活動を中心に、各部会で連携をとり、協力して活動しています。

### 3 委員会の具体的な活動について

#### (1) 委員会の雰囲気

当委員会は、明るく、楽しく、和氣あいあいとした雰囲気の中で活動を行っています。毎月の全体会の後には、オンラインにて「お悩み何でも相談会」を開催し、悩み相談や情報交換をすることのできる場を設けています。

#### (2) 外部団体、各種専門家との交流

若手会員の業務拡大や異業種との連携強化のため、各種外部団体やほかの専門家との交流を行っています。東京不動産鑑定士協会とのボウリング大会やバーベキューなどの懇親企画を定期的に開催しています。そのほか、2024年度は、公証人の先生による公正証書作成に関する研修会、医師の先生による健康管理に関する研修会などを行いました。

#### (3) 調査活動、勉強会の実施

調査研究部会のメンバーが中心となり様々な勉強会を立ち上げています。現在は、生成AIや交渉術に関する勉強会が精力的に活動しています。

期の若い先生方が興味のある分野について勉強会を立ち上げることも大歓迎です。

また、若手会員のキャリアサポートのための調査活動や、転職や独立について悩みのある若手会員の支援を行っています。

#### (4) 各種懇親企画の開催

委員間での懇親を図るべく、懇親会や合宿、若手ゴルフ会などの様々な懇親企画を開催しています。2024年度は、東京スカイツリー観光企画を開催し、多くの委員に家族連れでご参加いただき、大いに盛り上りました。

#### (5) そのほかの活動

そのほか、当委員会は、当会が開催する新規登録弁護士歓迎会や、東京三弁護士会が共同で開催する修習5周年パーティの担当委員会として、これらのイベントの事前準備や当日の運営を担当しています。また、法曹養成・法科大学院委員会が実施しているキャリア教育（出張授業）には、当委員会からも講師を派遣しています。

今後、当会の他の委員会と連携して、委員会紹介や勉強会等のコラボ企画を実施することも検討しています。

### 4 今後の委員会

当委員会は、「若手の」「若手による」「若手のための」委員会として、当会の若手会員が主体的、積極的に発信・交流することのできる場を提供するとともに、若手会員が安心して弁護士としての活動をできるための支援となるよう、活動の範囲を広げていきたいと考えています。

多くの若手会員の皆様のご参加をお待ちしています！

N\_F

過去記事はこちらから▶

